

静岡県告示第383号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条5項に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和4年5月10日

静岡県知事 川勝平太

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

35.2トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等	22.3トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から7月まで）	9.3トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（8月から11月まで）	3.3トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（12月から翌年3月まで）	9.7トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	7.4トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から7月まで）	4.8トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（8月から11月まで）	2.2トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（12月から翌年3月まで）	0.4トン

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

27.2トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等	9.1トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（4月から10月まで）	0.5トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（11月から翌年3月まで）	8.6トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	6.2トン

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。